

令和2年3月31日
大臣官房技術調査課
総合政策局公共事業企画調整課

直轄工事における新技術活用の推進について

～直轄土木工事における新技術活用の原則義務化～

国土交通省は、ICT活用を推進するとともに、新技術の活用促進と新たな技術開発の活性化の好循環を起こし、生産性向上や激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資するため、令和2年度より、国土交通省直轄土木工事における新技術の活用を原則として義務化します。

国土交通省では、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、i-Constructionを推進しており、新技術（新工法、新材料、新システム等）の導入、利活用を加速化させています。

さらなる新技術活用を促進するため、令和2年度より、一部を除く直轄土木工事において、ICT活用型、発注者指定型、発注者指定型（選択肢提示型）又は施工者選定型による発注を行うことで、ICT活用工事等で活用する技術やNETIS登録技術等の新技術活用を原則として義務化することとしました。詳細は別紙をご参照ください。

なお、今般、新技術活用の推進にあたり、新設したものは以下のとおりです。

1. 発注者指定型（選択肢提示型）

工事発注段階において、発注者が対象とするテーマ及びテーマに対して効果が期待できる複数の新技術を提示し、契約後に受注者が新技術を選択する「発注者指定型（選択肢提示型）」を新設し、施工者による新技術活用を促進します。

2. 施工者選定型

工事発注段階において、新技術を選定して活用する「施工者選定型」を新設し、受注者は原則として1つ新技術を活用することとなり、施工者による新技術活用を促進します。

これにより、新たな技術開発の活性化についても促進を図ります。

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房技術調査課 菊田（内 22343）、福井（内 22346）

TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8125（直通） FAX：03-5253-1536

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 矢野（内 24953）、井手（内 24955）

TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8286（直通） FAX：03-5253-1556